

四日市市立こども園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第68号

四日市市立こども園管理規則の一部を改正する規則

四日市市立こども園管理規則（平成29年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（入園の手續及び決定）</p> <p>第10条 教育認定子どもをこども園に入園させようとする保護者は、こども園に<u>幼稚園・認定こども園教育認定入園申込書</u> <u>施設型給付費・地域型保育給付費等教育・</u> <u>保育給付認定申請書</u>（第1号様式）を提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、教育認定子どものこども園の入園者を決定したときは、当該保護者に対し、<u>入園承諾書（教育認定）</u>（第2号様式）により通知するものとする。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（入園の手續及び決定）</p> <p>第10条 教育認定子どもをこども園に入園させようとする保護者は、こども園に<u>入園申込書</u>（第1号様式）を提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、教育認定子どものこども園の入園者を決定したときは、当該保護者に対し、<u>入所承諾書</u>（第2号様式）により通知するものとする。</p> <p>4 （略）</p>

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

年度
幼稚園・認定こども園 教育認定 入園申込書
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

整理番号

四日市市長
 四日市市教育委員会 宛 年 月 日

次のとおり幼稚園・認定こども園（教育認定）への入園を申し込みます。
 次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費にかかる教育・保育給付認定を申請します。
 なお、四日市市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一住所の者を含む。）及び世帯情報等を閲覧すること（マイナンバー制度による情報連携を含む。）、生活保護受給状況、児童扶養手当に関する情報を閲覧することに同意します。また、特定教育・保育施設等に対して必要に応じ情報提供することに同意します。
 上記に加え、保育料や園児給食代金等を滞納した場合、四日市市職員が自宅及び勤務先へ電話又は訪問、勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査及び差押等滞納処分を行うことに同意します。

〒 ー

保護者住所 四日市市

..... TEL 自宅 _____
 ※現時点で市外在住の方 父携帯 _____
 (転入予定日)

代表保護者名 母携帯 _____

.....
 年1月1日時点で、住民票が当市以外の方はその市町村名を記入してください ()
 年1月1日時点で、住民票が当市以外の方はその市町村名を記入してください ()

申請児童	氏名（フリガナ）	歳児	生年月日	性別	申請児童は第三子以降に該当しますか
	()		年 月 日	男・女	はい・いいえ

次の①から⑤について記入してください

①世帯の状況 ※申請児童以外を記入してください

	氏名	児童との続柄	生年月日	勤務先・学校等	備考
世帯構成員			. .		
			. .		
			. .		
			. .		
			. .		
			. .		

②利用を希望する期間、希望する施設（事業所名） ※希望する施設を1園のみ記入してください

利用を希望する期間	利用を希望する幼稚園・認定こども園名
希望する期間に✓を入れてください 年 月 日から	
<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月 日まで	

児童氏名	
------	--

③家庭の状況等について

家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭	<input type="checkbox"/> 左記以外
生活保護の状況	<input type="checkbox"/> 適用なし	<input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日保護開始)
父方	祖父	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)
	祖母	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)
母方	祖父	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)
	祖母	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)

④送迎について

送迎方法	送迎人
<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ()

⑤申請児童の健康状態等について ※安全に保育するにあたって大切な情報のため、詳細に記入してください

発育歴	出生体重()g 在胎週数()週 首すわり()カ月 おすわり()カ月 歩き始め()カ月 ワンワン、ママ、ブーブーなどの片言を話す ()歳 () カ月
健診時の指摘等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (4か月・10か月・1歳6か月・3歳児) 健診の時
健診時の指摘等内容や発育発達面で気になること	<input type="checkbox"/> 発育(身長・体重の伸び等:) <input type="checkbox"/> 発達(歩けない等:) <input type="checkbox"/> ことば(発語がない・言葉が増えない等:) <input type="checkbox"/> 行動(落ち着きがない・人や物に関心を示さない・目が合いにくい・その他) <input type="checkbox"/> 発達等の相談をしたことがある(相談施設名)
病歴	過去にかかった病気: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 現在治療中の病気 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 病名() 医療機関() <input type="checkbox"/> 心臓病() <input type="checkbox"/> 呼吸器の病気: 酸素吸入・喘息() <input type="checkbox"/> ひきつけ: 熱性けいれん・てんかん・() <input type="checkbox"/> その他()
食物アレルギー	<input type="checkbox"/> 無 { <input type="checkbox"/> 卵 <input type="checkbox"/> 乳・乳製品 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 有 { 医療機関() <input type="checkbox"/> 過去にアレルギー有(現在は問題なし) <input type="checkbox"/> 未摂取のため不明

※施設の自由記述欄

様

年 月 日

四日市市長

入園承諾書（教育認定）

申込みのありました への入園について次のとおり承諾いたします。

入園する児童の氏名 ・ 認定者番号 及び生年月日	
入園するこども園の 名称及び所在地	
保育の実施期間	年 月 日から 年 月 日
保育料の月額及び 納入方法	
<p>この決定に不服があるときは、この通知を受けた翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。</p> <p>この決定の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります）、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定をあったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市立こども園管理規則の規定は、令和7年4月1日以降にこども園に入園を希望する場合の入園申込みについて適用し、同日前にこども園に入園を希望する場合の入園申込みについては、なお従前の例による。

(こども未来部保育幼稚園課)